

# 人事委員会年報

(平成29年度)

広島県人事委員会事務局



# 目 次

## 第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	5
3 条例案に対する意見	6
4 人事委員会主要行事	7

## 第2 任用関係業務

1 職員の採用	9
(1) 職員採用試験等の実施状況	9
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	13
(3) 受験資格等	14
(4) 採用選考の状況	15
(5) 広報活動等	15
(6) 危機管理等	16
2 職員の昇任	17
3 臨時的任用	17

## 第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
(1) 職員の給料表別人員, 平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
(2) 職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	20
(2) 職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
(1) 職員の給与に関する報告	22
(2) 勧告 (内容抜粋)	23
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告	24
4 職員の給与制度改定の動き	29

## 第4 審査関係業務

1 公平審査	31
(1) 不利益処分に関する審査請求	31
(2) 勤務条件に関する措置の要求	33
2 職員からの苦情相談	33
3 職員団体等	35
(1) 職員団体の登録	35
(2) 管理職員等の範囲の指定	36
4 労働基準監督機関としての職権行使	41



# 人事委員会の運営



# 第1 人事委員会の運営

## 1 人事委員会の開催状況

平成29年度の人事委員会は28回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	29. 4. 7 (金)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔報告事項〕 1 平成29年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	29. 4. 25 (火)	〔付議事項〕 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 〔報告事項〕 1 平成29年度採用試験制度の見直しについて 2 平成29年度第1回広島県警察官採用試験の申込者数について 3 平成29年職種別民間給与実態調査について 4 裁決取消請求及び懲戒処分取消請求事件の判決について（不起立事案（県立学校）） 5 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第3回	29. 5. 17 (水)	〔付議事項〕 1 職員の採用選考について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 2 平成29年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 3 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について
第4回	29. 5. 31 (水)	〔協議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求の裁決について（不起立事案（小中学校）） 2 平成29年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成29年度第1回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について
第5回	29. 6. 16 (金)	〔付議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求の裁決について（不起立事案（小中学校）） 2 条例案に係る意見について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）・（第1回社会人経験者）の申込者数について 2 平成29年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の採用計画について 3 平成29年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の採用計画について 4 平成29年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について 5 平成29年度第2回広島県警察官等採用試験の採用計画について 6 裁決取消請求及び懲戒処分取消請求控訴事件について（不起立事案（県立学校））
第6回	29. 6. 27 (火)	〔付議事項〕 1 職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について 〔報告事項〕 1 平成29年度第1回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 2 第125回全国人事委員会連合会総会の概要について
第7回	29. 7. 13 (木)	〔付議事項〕 1 医療技術職（薬剤師）の経験者採用について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について 2 平成29年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）の第1次試験合格者について 3 平成29年職種別民間給与実態調査の実施状況について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 8 回	2 9 . 8 . 4 (金)	〔付議事項〕 1 平成29年度第 1 回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（大学卒業程度試験【行政（一般事務B）】）第 2 次試験合格者について 2 職員団体からの要請について
第 9 回	2 9 . 8 . 1 6 (水)	〔付議事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 裁決取消請求控訴事件（平成29年（行コ）第 7 号）への対応について（不起立事案（県立学校）） 〔協議事項〕 1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について 2 人事委員会勧告作業日程について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（第 1 回社会人経験者）の第 2 次試験合格者について 2 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第 10 回	2 9 . 8 . 2 3 (水)	〔付議事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（第 1 回社会人経験者）の最終合格者の決定について 2 不利益処分に関する審査請求について（平成29年（不）第 1 号事案） 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 平成29年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の試験区分及び採用予定人員等について 2 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請（教員給与関係）について
第 11 回	2 9 . 9 . 7 (木)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の申込者数について 2 平成29年度第 2 回広島県警察官採用試験の申込者数について 3 職員団体との協議等について
第 12 回	2 9 . 9 . 1 3 (水)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について 2 平成29年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について 3 職員団体との協議等について
第 13 回	2 9 . 9 . 1 9 (火)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 2 不利益処分に関する審査請求の受理について（県立学校教員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体との協議等について
第 14 回	2 9 . 9 . 2 7 (水)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔協議事項〕 1 職員の育児休業等に関する規則及び運用方針（指令）の一部改正について 2 裁決取消請求控訴事件（平成29年（行コ）第 7 号）の準備書面及び書証の提出について（不起立事案（県立学校）） 3 平成29年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成29年度第 2 回広島県警察官採用試験の第 1 次試験合格者について 2 職員団体との協議等について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 15 回	2 9 . 1 0 . 6 (金)	〔付議事項〕 1 職員の育児休業等に関する規則及び運用方針（指令）の一部改正について 〔協議事項〕 1 勧告日程等について（案） 〔報告事項〕 1 平成29年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について 2 職員団体との協議等について
第 16 回	2 9 . 1 0 . 2 4 (火)	〔協議事項〕 1 平成29年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の第1次試験合格者について 2 平成29年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について 3 平成29年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について 4 平成29年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について
第 17 回	2 9 . 1 1 . 1 3 (月)	〔付議事項〕 1 平成29年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について 2 平成29年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について 〔報告事項〕 1 平成29年度身体に障害のある人を対象とした職員採用選考試験の第1次試験合格者について 2 平成29年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の第2次試験合格者について 3 平成29年各都道府県の給与勧告等の状況について
第 18 回	2 9 . 1 1 . 2 0 (月)	〔付議事項〕 1 平成29年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 〔協議事項〕 1 平成29年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 職員団体からの要請について
第 19 回	2 9 . 1 1 . 2 9 (水)	〔付議事項〕 1 平成29年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の最終合格者の決定について 2 平成29年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者）の最終合格者の決定について
第 20 回	2 9 . 1 2 . 7 (木)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について
第 21 回	2 9 . 1 2 . 1 9 (火)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 2 不利益処分に関する審査請求の受理について（知事部局職員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求に係る再審査請求について（不起立事案（小中学校）） 〔報告事項〕 1 「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」の開催について
第 22 回	3 0 . 1 . 1 2 (金)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の課長相当職（公安職）への昇任選考について 3 不利益処分に関する審査請求の再審査請求の却下について（不起立事案（小中学校）） 4 不利益処分に関する審査請求における求釈明について（県立学校教員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 平成29年度人事委員会開催日程（案）について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 23 回	30. 1. 24 (水)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 平成30年度採用試験制度の見直しについて 2 平成29年度人事委員会開催日程（案）について
第 24 回	30. 2. 7 (水)	〔付議事項〕 1 平成30年度広島県職員採用試験実施計画について 2 警察本部の採用選考について 3 不利益処分に関する審査請求に係る審理の終了について（県立学校教員懲戒免職事案） 〔協議事項〕 1 条例案に係る意見について 〔報告事項〕 1 全国人事委員会連合会役員会の概要について
第 25 回	30. 2. 16 (金)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の参事官相当職等（公安職・行政職）への昇任選考について 3 平成29年度一般職任期付職員採用試験実施計画について 4 条例案に係る意見について 〔報告事項〕 1 平成30年度第1回広島県警察官等採用試験の試験区分及び採用予定人員等について 2 職員団体からの春闘要求について
第 26 回	30. 2. 27 (火)	〔付議事項〕 1 任用に関する規則運用方針及び臨時的任用承認運用基準の改正について 2 裁決取消請求事件（平成29年（行ウ）第36号）の指定代理人の指定について（不起立事案（小中学校））
第 27 回	30. 3. 14 (水)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 県の課長相当職以上への昇任選考について 3 職員の採用選考等について 4 一般職の任期付職員の採用について 5 人事委員会規則・指令の一部改正等について 〔協議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求の裁決について（県立学校教員懲戒免職事案） 2 平成30年度人事委員会開催日程（案）について 〔報告事項〕 1 平成29年度事業所調査の結果について 2 職員団体からの要請について
第 28 回	30. 3. 28 (水)	〔付議事項〕 1 不利益処分に関する審査請求の裁決について（県立学校教員懲戒免職事案） 2 勤務条件に関する措置の要求について（知事部局職員通勤手当事案） 3 不利益処分に関する審査請求の却下について（知事部局職員通勤手当事案） 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 6 介護保険法の改正に伴う人事委員会指令の一部改正について 〔報告事項〕 1 平成29年度任期付職員（総合土木）採用試験の合格者について 2 警察本部の採用選考について

付議事項 49件  
協議事項 22件  
報告事項 54件  
合 計 125件

## 2 人事委員会規則の制定・改廃

平成 29 年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 29. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 29. 4. 1 公布・施行	安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設等に伴う 所要の改正
平 29. 4. 1 公布・施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	広島学園で児童自立支援等を行う職に ついて、採用を任命によることができる よう所要の改正
平 29. 4.10 公布・施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一 部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律 の改正に伴う所要の改正
平 29. 5. 1 公布・施行	山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定め る規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 29. 5. 1 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 29. 5. 1 公布・施行	安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等 に伴う所要の改正
平 29. 6.30 公布・施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	雇用保険法改正に伴う所要の改正
平 29.10. 6 公布・施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正 する規則	一般職の非常勤職員の育児休業の取得 要件の追加に伴う所要の改正
平29.12.21公布 平30. 1. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一 部を改正する規則	家族看護等休暇の日数枠の撤廃に伴う 所要の改正
平 29.12.22 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則	平成 29 年給与改定に伴う所要の改正
平 29.12.22 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改 正する規則	平成 29 年給与改定に伴う所要の改正
平 29.12.22 公布・施行	初任給調整手当に関する規則等の一部を改正 する規則	平成 29 年給与改定に伴う所要の改正
平29.12.22公布 平30. 1. 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	雇用保険法改正に伴う所要の改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	人事異動の取扱に関する規則の一部を改正す る規則	人事異動通知書の記載方法に係る所要 の改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の 一部を改正する規則	派遣先法人の追加等に伴う所要の改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正す る規則	平成 30 年度組織改正等に伴う所要の 改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規 則	平成 30 年度組織改正等に伴う所要の 改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正 する規則	平成 29 年給与と勧告の実施等に係る所 要の改正
平30. 3.20 公布 平30. 4. 1 施行	職員の特勤手当等の支給に関する規則の一 部を改正する規則	平成 29 年給与と勧告の実施等に係る所 要の改正

### 3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成29年度に意見を求められた条例案8件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
平成29年 6月16日	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
平成29年 9月19日	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
平成29年 12月7日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	
平成30年 2月16日	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	

#### 4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成29年 4月	4. 7 第1回人事委員会 4.25 第2回人事委員会	4.13 全国人事委員会連合会役員会 4.28 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議	
5月	5.17 第3回人事委員会 5.31 第4回人事委員会	5.24 中国地方人事委員会協議会 委員全體會議	
6月	6.16 第5回人事委員会 6.27 第6回人事委員会	6.22 全国人事委員会連合会総会	
7月	7.13 第7回人事委員会	7.6～7 公平審査事務研修会	7.26 大卒程度2次試験 ～8.8 (面接：9日間)
8月	8. 4 第8回人事委員会 8.16 第9回人事委員会 8.23 第10回人事委員会	8.10 全国人事委員会連合会役員会	8.7 大卒程度3次試験 ～8.8 (面接・行政一般事務B)
9月	9. 7 第11回人事委員会 9.13 第12回人事委員会 9.19 第13回人事委員会 9.27 第14回人事委員会		
10月	10. 6 第15回人事委員会 10.24 第16回人事委員会		10. 6 人事委員会勧告
11月	11.13 第17回人事委員会 11.20 第18回人事委員会 11.29 第19回人事委員会		
12月	12. 7 第20回人事委員会 12.19 第21回人事委員会		
平成30年 1月	1.12 第22回人事委員会 1.24 第23回人事委員会		
2月	2. 7 第24回人事委員会 2.16 第25回人事委員会 2.27 第26回人事委員会	2. 5 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3.14 第27回人事委員会 3.28 第28回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 28回 ●人事委員会協議会関係 7回  
●口頭審理 0回



# 任用關係業務



## 第2 任用関係業務

### 1 職員の採用

#### (1) 職員採用試験等の実施状況

平成29年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成29年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成29年度				平成28年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率(%)		
競 争 試 験	大学卒業程度	1,144	783	170	4.6	1,076	725	141	5.1	68	6.3	58	8.0	29	20.6	△ 0.5
	うち行政	434	316	83		409	287	68		25	6.1	29	10.1	15	22.1	
	大卒程度第1回社会人	839	584	107	5.5	784	533	79	6.7	55	7.0	51	9.6	28	35.4	△ 1.2
	うち行政	337	250	64		319	225	46		18	5.6	25	11.1	18	39.1	
	大卒程度第2回社会人	312	227	17	13.4	161	127	13	9.8	151	93.8	100	78.7	4	30.8	3.6
	うち行政	94	72	2		47	34	6		47	100.0	38	111.8	△ 4	△ 66.7	
	短大卒業程度	293	212	11	19.3	148	116	11	10.5	145	98.0	96	82.8	0	0.0	8.8
	うち行政	94	72	2		46	33	6		48	104.3	39	118.2	△ 4	△ 66.7	
	大卒程度第2回社会人	306	204	12	17.0	215	147	15	9.8	91	42.3	57	38.8	△ 3	△ 20.0	7.2
	うち行政	81	61	6		52	36	2		29	55.8	25	69.4	4	200.0	
	うち行政	306	204	12	17.0	215	147	15	9.8	91	42.3	57	38.8	△ 3	△ 20.0	7.2
	うち行政	81	61	6		52	36	2		29	55.8	25	69.4	4	200.0	
	短大卒業程度	47	29	2	14.5					47	皆増	29	皆増	2	皆増	14.5
	うち行政	36	22	2						36		22		2		
	高校卒業程度	260	190	35	5.4	256	186	39	4.8	4	1.6	4	2.2	△ 4	△ 10.3	0.6
	うち行政	146	100	28		131	95	27		15	11.5	5	5.3	1	3.7	
	うち行政	249	184	32	5.8	241	179	35	5.1	8	3.3	5	2.8	△ 3	△ 8.6	0.7
	うち行政	144	100	28		128	94	27		16	12.5	6	6.4	1	3.7	
	小計	2,069	1,433	236	6.1	1,708	1,185	208	5.7	361	21.1	248	20.9	28	13.5	0.4
	うち行政	791	571	121		639	452	103		152	23.8	119	26.3	18	17.5	
うち行政	1,687	1,184	162	7.3	1,388	975	140	7.0	299	21.5	209	21.4	22	15.7	0.3	
うち行政	656	483	100		545	388	81		111	20.4	95	24.5	19	23.5		
第1回警察官(男性)	1,286	930	139	6.7	1,477	1,067	129	8.3	△ 191	△ 12.9	△ 137	△ 12.8	10	7.8	△ 1.6	
第2回警察官(男性)	973	458	56	8.2	1,007	527	55	9.6	△ 34	△ 3.4	△ 69	△ 13.1	1	1.8	△ 1.4	
第1回警察官(女性)	404	250	23	10.9	530	332	31	10.7	△ 126	△ 23.8	△ 82	△ 24.7	△ 8	△ 25.8	0.2	
第2回警察官(女性)	404	250	23		530	332	31		△ 126	△ 23.8	△ 82	△ 24.7	△ 8	△ 25.8		
第1回警察官(女性)	328	108	17	6.4	337	126	18	7.0	△ 9	△ 2.7	△ 18	△ 14.3	△ 1	△ 5.6	△ 0.6	
第2回警察官(女性)	328	108	17		337	126	18		△ 9	△ 2.7	△ 18	△ 14.3	△ 1	△ 5.6		
競争試験計	5,060	3,179	471	6.7	5,059	3,237	441	7.3	1	0.0	△ 58	△ 1.8	30	6.8	△ 0.6	
競争試験計	1,523	929	161		1,506	910	152		17	1.1	19	2.1	9	5.9		
選 考 試 験	身体に障害のある人を対象とした試験	25	19	7	2.7	22	20	7	2.9	3	13.6	△ 1	△ 5.0	0	0.0	△ 0.2
	職業訓練指導員	45	40	5	8.0	10	8	3	2.7	35	350.0	32	400.0	2	66.7	5.3
	総合土木(追加)					30	14	2	7.0	△ 30	皆減	△ 14	皆減	△ 2	皆減	△ 7.0
	総合土木(任期付)	20	15	13	1.2					20	皆増	15	皆増	13	皆増	1.2
	警察官(術科指導員)	5	5	4	1.3	4	4	4	1.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0.3
選考試験計	95	79	29	2.7	66	46	16	2.9	29	43.9	33	71.7	13	81.3	△ 0.2	
合計(競争試験+選考試験)	5,155	3,258	500	6.5	5,125	3,283	457	7.2	30	0.6	△ 25	△ 0.8	43	9.4	△ 0.7	
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		51	51	1.0		24	24	1.0			27	112.5	27	112.5	0.0
	教育委員会(行政職)		23	23	1.0		19	19	1.0			4	21.1	4	21.1	0.0
	警察本部(警察官等)		52	52	1.0		52	52	1.0			0	0.0	0	0.0	0.0
	計		126	126	1.0		95	95	1.0			31	32.6	31	32.6	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成29年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成30年4月1日現在)

試験区分	職 種	採用予定人員 名程度	申込者数		第1次試験										第2(3)次試験					最終合格者数 (B/D)	採用者数 人		
			(A) 人	受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					受験者数	最終合格者数(D)						最終合格率 (D/B)	
				院	大	短	高	計		院	大	短	高	計		(C/B)	院	大	短				高
大 政	一般事務A	38	514	41	313	1	5	360	70.0	3	98	1	102	28.3	96	57	57	15.8	6.3	44			
			187	14	128	1	1	144					44	45	43	31	31			23			
	一般事務B	20	143	13	81	2	2	96	67.1	7	55	1	63	65.6	40	3	19	22	22.9	4.4	20		
			60	7	35	1	1	43			6	27	1	34	24	15	15			13			
	小中学校事務	12	76	5	49			54	71.1	3	25		28	51.9	26	1	14	15	27.8	3.6	13		
学 政	警察事務	10	106	11	60	3	7	74	69.8	1	26		27	36.5	12	1	10	11	17.6	5.7	9		
			59	8	31	2	2	41				15	15	15	7	7			7				
	小 計	80	839	70	503	1	10	584	69.6	14	204	1	1	220	37.7	189	4	103	107	18.3	5.5	89	
			337	31	214	1	4	250			7	99	1	108	94	1	63	64			52		
	心 理	5	24	5	9			14	58.3	3	4		7	50.0	6	3	2	5	35.7	2.8	4		
卒 業	社会福祉	3	11	1	3			4	36.4		2		2	50.0	2	2	2	50.0	2.0	2			
			6	1	2			3			1		1	1	1	1			1				
	衛生(衛生一般)	2	11	1	7			8	72.7	1	5		6	75.0	5	2	2	25.0	4.0	2			
			7	1	4			5			1	3		4	3	1	1			1			
	衛生(薬学)	4	13	2	10			12	92.3	1	7		8	66.7	7	5	5	41.7	2.4	5			
程 度	農 業	6	43	12	24			36	83.7	5	9		14	38.9	13	4	3	7	19.4	5.1	7		
			17	5	9			14			2	3		5	2	1	3			3			
	林 業	4	17	3	10			13	76.5	3	8		11	84.6	9	3	2	5	38.5	2.6	5		
			5	3	3			3			3	3		2	1	1	1			1			
	畜産一般	2	8	3	4			7	87.5	3	3		6	85.7	6	1	1	2	28.6	3.5	2		
外 部	水 産	3	21	6	8			14	66.7	4	4		8	57.1	8	2	1	3	21.4	4.7	3		
			5	2	2			4			2	2		4	1	1	2			2			
	工業(化学)	3	39	4	15			19	48.7	2	6		8	42.1	8	2	2	4	21.1	4.8	4		
			6	1	1			2			1	1		1	1					1			
	工業(食品)	1	16	1	11			12	75.0	1	7		8	66.7	7	1		1	8.3	12.0	1		
程 度			8	1	4			5		1	3		4		4	1	1	1		1			
	工業(機械)	3	22	1	12			13	59.1	1	7		8	61.5	8	1	3	4	30.8	3.3	3		
			1	1	6			7	38.9	1	4		5	71.4	5	2	2	2	28.6	3.5	2		
	工業(電気)	1	18	1	6			7	38.9	1	4		5	71.4	5	2	2	2	28.6	3.5	2		
	総合土木	11	38	2	22			24	63.2	2	17		19	79.2	18	2	13	15	62.5	1.6	12		
程 度	建 築	5	24	5	10	1	1	16	66.7	4	6		10	62.5	10	3	3	6	37.5	2.7	5		
			9	2	4	1	1	7		2	2		4		4	2	1	3		2			
	小 計	53	305	47	151	1	1	199	65.2	31	89		120	60.3	112	22	41	63	31.7	3.2	57		
			97	20	45	1	1	66		12	27		39		36	8	11	19			17		
	計	133	1,144	117	654	1	11	783	68.4	45	293	1	1	340	43.4	301	26	144	170	21.7	4.6	146	
		434	51	259	1	5	316		19	126	1	1	147		130	9	74	83			69		
社 会 人 員 等	一般事務	10	293	29	149	21	13	212	72.4	16	29	1	46	21.7	20	3	8	11	5.2	19.3	9		
			94	5	42	18	7	72		2	9	1	12		4	2		2		2			
	総合土木	2	19	4	7	1	3	15	78.9	4	2	7	1	14	93.3	8	6	6	40.0	2.5	5		
			94	5	42	18	7	72		2	9	1	12		4	2		2		2			
	小 計	12	312	33	156	22	16	227	72.8	20	31	8	1	60	26.4	28	3	14	17	7.5	13.4	14	
短 大 卒 業 程 度	一般事務	10	306	29	149	15	11	204	66.7	11	29		40	19.6	21	2	10	12	5.9	17.0	10		
			81	3	41	11	6	61		2	7		9		6	2	4	6		6			
	小 計	10	306	29	149	15	11	204	66.7	11	29		40	19.6	21	2	10	12	5.9	17.0	10		
			81	3	41	11	6	61		2	7		9		6	2	4	6		6			
	行政以外	1	47	1	25	3	2	29	61.7	1	7		8	27.6	7	1	1	2	6.9	14.5	2		
高 校 卒 業 程 度	司 書	1	36	1	20	1	1	22		1	6		7		6	1	1	2		2			
			47	1	25	3	2	29	61.7	1	7		8	27.6	7	1	1	2	6.9	14.5	2		
	小 計	1	47	1	25	3	2	29	61.7	1	7		8	27.6	7	1	1	2	6.9	14.5	2		
			36	1	20	1	1	22		1	6		7		6	1	1	2		2			
	計	31	260	9	181	19	10	190	73.1	4	84	88	46.3	85		3	32	35	18.4	5.4	26		
		146	8	92	10	10	100		4	49	53		51		3	25	28			20			
身 体 に 障 害 の ある 人 を 対 象 と し た 試 験	一般事務	7	25	10	1	8	19	76.0	7	1	4	12	63.2	9	3	1	3	7	36.8	2.7	7		
			8	2	4	6	6	6		2	2	4		3		1	1	1		1			
	小 計	7	25	10	1	8	19	76.0	7	1	4	12	63.2	9	3	1	3	7	36.8	2.7	7		
			8	2	4	6	6	6		2	2	4		3		1	1	1		1			
	總 計	193	2,094	180	994	51	227	1,452	69.3	77	367	14	90	548	37.7	451	32	172	4	35	243	16.7	6.0
		799	60	364	39	114	577		24	150	6	52	232		200	14	79	3	26	122			100

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高等を含む。

第3表 平成29年度広島県警察官採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第 1 次 試 験										第 2 次 試 験					第 3 次 試 験					最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人						
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数	合格者数(D)				合格者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)					
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計		(C/B)	大	短	高		他	計	(D/B)				大	短	高	他	計
第 1 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	78	830	589			589	71.0	505			505	85.7	382	268			268	45.5	256	125			125	21.2	4.7	80				
	警 察 官 B (男性)	11	456	25	8	308	341	74.8	7		60	67	19.6	61	2		38	40	11.7	36	1		13	14	4.1	24.4	10				
	警 察 官 A (女性)	12	255	165			165	64.7	123			123	74.5	64	40			40	24.2	34	17			17	10.3	9.7	8				
	警 察 官 B (女性)	4	149	7	7	71	85	57.0	2	1	22	25	29.4	16	1	1	8	10	11.8	10			6	6	7.1	14.2	5				
	計	105	1,690	786	15	379	0	1,180	69.8	637	1	82	0	720	61.0	523	311	1	46	0	358	30.3	336	143	0	19	0	162	13.7	7.3	103
		404	172	7	71	0	250		125	1	22	0	148		80	41	1	8	0	50		44	17	0	6	0	23		13		
第 2 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	14	476	182			182	38.2	49			49	26.9	45	30			30	16.5	29	12			12	6.6	15.2	12				
	警 察 官 B (男性)	37	497	14	6	256	276	55.5	8	2	131	141	51.1	131	4		86	90	32.6	89	1		43	44	15.9	6.3	33				
	警 察 官 A (女性)	6	164	45			45	27.4	23			23	51.1	22	14			14	31.1	14	6			6	13.3	7.5	6				
	警 察 官 B (女性)	10	164	1	2	60	63	38.4	1	1	38	40	63.5	34			23	23	36.5	23			11	11	17.5	5.7	8				
	計	67	1,301	242	8	316	0	566	43.5	81	3	169	0	253	44.7	232	48	0	109	0	157	27.7	155	19	0	54	0	73	12.9	7.8	59
		328	46	2	60	0	108		24	1	38	0	63		56	14	0	23	0	37		37	6	0	11	0	17		14		
警 察 官 総 計		172	2,991	1,028	23	695	0	1,746	58.4	718	4	251	0	973	55.7	755	359	1	155	0	515	29.5	491	162	0	73	0	235	13.5	7.4	162
			732	218	9	131	0	358		149	2	60	0	211		136	55	1	31	0	87		81	23	0	17	0	40		27	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
全 職 種	人(程度) 採用予定者数	41	59	81	89	71	105	119	122	118	133
	人 申込者数 (A)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)
	人 受験者数 (B)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)	783 (316)
	人 最終合格者数 (C)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)	170 (83)
	% 受験率 (B/A)	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4	68.4
	倍 競争倍率 (B/C)	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1	4.6
	人 採用者数 (D)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)	146 (69)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	18	31	42	46	34	57	65	75	69	80
	人 申込者数 (A)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)	839 (337)
	人 受験者数 (B)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)	584 (250)
	人 最終合格者数 (C)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)	107 (64)
	% 受験率 (B/A)	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0	69.6
	倍 競争倍率 (B/C)	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7	5.5
	人 採用者数 (D)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)	89 (52)

(注) ( )内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成29年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月1日(水)	3月1日(水) ～ 4月18日(火)	5月14日(日)	5月23日(火)	6月10日(土) ～ 6月11日(日)	6月20日(火)	7月12日(水) ～ 7月19日(水)	8月9日(水)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月16日(火)	5月16日(火) ～ 6月7日(水)	6月25日(日)	7月7日(金)	7月26日(水) ～ 8月8日(火)	—	—	8月18日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	—
行政 (一般事務B)					7月20日(木) ～ 7月25日(火)	7月28日(金)	8月7日(月) ～ 8月8日(火)	8月18日(金)			広島県庁
第1回 社会人経験者等試験	5月16日(火)	5月16日(火) ～ 6月7日(水)	6月25日(日)	7月14日(金)	7月29日(土) ～ 7月30日(日)	8月4日(金)	8月20日(日)	8月25日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官	6月30日(金)	6月30日(金) ～ 8月29日(火)	9月17日(日)	9月26日(火)	10月7日(土) ～ 10月8日(日)	10月17日(火)	11月2日(木) ～ 11月9日(木)	11月24日(金)	【広島会場】 県立広島大学広島キャンパス、広島県庁 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	6月30日(金)	6月30日(金) ～ 9月5日(火)	9月24日(日)	10月13日(金)	10月26日(木) ～ 11月1日(水)	—	—	11月17日(金)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	6月30日(金)	6月30日(金) ～ 9月5日(火)	9月24日(日)	10月13日(金)	10月26日(木) ～ 11月1日(水)	—	—	11月17日(金)	【広島会場】 広島県庁 【福山会場】 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人 を対象とした試験	6月30日(金)	6月30日(金) ～ 9月22日(金)	10月22日(日)	11月2日(木)	11月20日(月) ～ 11月22日(水)	—	—	12月1日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者等試験	8月1日(火)	8月1日(火) ～ 8月29日(火)	9月17日(日)	10月10日(火)	10月28日(土) ～ 10月29日(日)	11月6日(月)	11月19日(日)	12月1日(金)	【広島会場】 J A広島ビル 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

### (3) 受験資格等

平成 29 年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年 齢 (生年月日)	性 別	学 歴	その他
	大 学 卒 業 程 度	昭和 63 年 4 月 2 日から 平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者と 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた大卒(卒 見含む) の者	—	_____	
	行政 (一般事務B)	平成 3 年 4 月 2 日から 平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者と 平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた大卒(卒 見含む) の者	—	_____	
	社 会 人 経 験 者	昭和 33 年 4 月 2 日以降に生まれた者	—	_____	※①
	短 大 卒 業 程 度	昭和 63 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	
	高 校 卒 業 程 度	平成 8 年 4 月 2 日から 平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	
	身体に障害のある人を 対象とした試験	昭和 62 年 4 月 2 日から 平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	※②
第 1 回 警 察 官	昭和 60 年 4 月 2 日から 平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業 した者又は平成 30 年 3 月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※③
		女性	警察官 (女性) B		
第 2 回 警 察 官	昭和 60 年 4 月 2 日から 平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業 した者又は平成 30 年 3 月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※④
		女性	警察官 (女性) B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者 (工業を除く。)      イ 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条 (欠格条項) の規定に該当する者

※① 申込日時点で、学歴区分に応じて定める職務経過年数を満たす者

※② 次の全てに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 6 級までの者      イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※③ 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) に在籍している者及び高等学校を平成 30 年 3 月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※④ 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) に在籍している者は受験できない。

#### (4) 採用選考の状況

平成29年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成29年9月24日(日)	職業訓練指導員	40人	5人

(警察本部)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
平成29年8月24日(木)	警 察 官 術科指導員	5人	4人

(選考試験の計)

受 験 者 数	合 格 者 数
45人	9人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	51人	51人
教育委員会	行政職	23人	23人
警察本部	警察官等	52人	52人
合 計		126人	126人

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

#### (5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」等の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成30年3月19日及び20日に、県庁講堂にて開催し、合計308名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。それぞれのガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

また、「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」を平成30年1月9日に審理審問室で開催し、48名が参加して、それぞれの職種の若手職員と意見交換を行った。

エ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

## 2 職員の昇任

平成 29 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	1	1		1	3
部 長 相 当 職	15	3	2	3	23
課 長 相 当 職	49	5	2	7	63
担当監・参事相当職	116	14	9	14	153
主 査 相 当 職	85	25	22	25	157
合 計	266	48	35	50	399

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

## 3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者が不在の場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 29. 4. 1～平成 30. 3. 31	209

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。



給 与 関 係 業 務



### 第3 給与関係業務

#### 1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成29年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、23,710人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の51.9%を占め、以下行政職24.1%、公安職21.7%、研究職1.1%、医療職1.1%の順となっている。

(平成29年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		23,710	42.1	20.3	80.1	6.8	13.1	0.0	61.4	38.6
行政職給料表		5,718	43.8	22.5	65.3	11.5	23.2	0.0	67.0	33.0
公安職給料表		5,149	37.8	17.2	62.2	3.8	33.9	0.0	90.8	9.2
教育職給料表(二)(ロ)		4,253	44.5	22.0	95.3	4.1	0.6	-	56.4	43.6
教育職給料表(三)(イ)		8,059	42.5	20.0	93.0	7.0	0.0	-	41.5	58.5
研究職給料表		260	43.6	20.9	99.6	-	0.4	-	82.3	17.7
医療職給料表(一)		39	39.1	15.5	100.0	-	-	-	82.1	17.9
医療職給料表(二)		166	41.1	17.2	92.8	7.2	-	-	33.7	66.3
医療職給料表(三)		66	45.1	23.0	95.5	4.5	-	-	3.0	97.0

#### (2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で2,686円(0.7%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)で4,253円(1.0%)減少している。

給料表	区分	平成29年(A)	平成28年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		393,261 円	395,947 円	99.3 %
行政職給料表		386,738	386,079	100.2
公安職給料表		358,653	356,424	100.6
教育職給料表(二)(ロ)		425,987	426,309	99.9
教育職給料表(三)(イ)		401,160	405,413	99.0
研究職給料表		405,734	406,670	99.8
医療職給料表(一)		831,195	825,027	100.7
医療職給料表(二)		355,721	351,047	101.3
医療職給料表(三)		371,418	371,509	100.0

## 2 職種別民間給与実態調査

### (1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,311 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	288	127	118	43
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	22	13	3	6
製 造 業	134	57	53	24
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	39	22	14	3
卸 売 業 , 小 売 業	30	15	10	5
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業	11	6	5	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	52	14	33	5

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 6 所、調査不能の事業所が 51 所あった。

### (2) 職員給与と民間給与との比較

#### ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用者と民間において行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の平成 29 年 4 月分の給与を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 565 円 (0.14%) 下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left( \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
392,711 円	392,146 円	565 円 ( 0.14% )

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,718 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,547 人である。

## イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成28年8月から平成29年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額 $\times$ 4.42月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)		357,005 円
上半期 (A2)			359,902 円	253,798 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		792,059 円	470,005 円
	上半期 (B2)		792,232 円	490,723 円
特別給の支給割合	下半期	$\left(\frac{B1}{A1}\right)$	2.22 月分	1.84 月分
	上半期	$\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.20 月分	1.93 月分
	年 間 計		4.42 月分	3.77 月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.30月分である。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成 29 年 10 月 6 日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

#### (1) 職員の給与に関する報告

##### ア 平成 29 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

##### (ア) 給料表等

本年の職員給与と民間給与との較差（565 円）を解消するため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、本県職員の初任給が民間を下回っている状況にあることから、人事院の改定の考え方に準じ、初任給を含む若年層を中心に全ての号給を引き上げるとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

行政職給料表と同様の構造となっている医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

その他の給料表については、国に準じて改定を行う必要がある。また、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、改定を行う必要がある。

##### (イ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

##### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数（4.30 月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.42 月分）を下回っていることから、年間の支給月数を 0.1 月分引き上げ、4.40 月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6 月分と 12 月分の勤勉手当をそれぞれ 0.05 月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

##### (エ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

#### イ 給与制度をめぐる諸課題

##### (ア) 高齢層職員の昇給制度の見直し

国が平成 26 年から実施している、55 歳を超える職員の昇給抑制措置については、本県における

勤務成績を昇給に反映させる際の運用等の実態, 昨年4月から実施している本県独自の給料表の見直し及び多くの都道府県で国に準じた導入が進んでいる状況などを踏まえ, 引き続き検討する必要がある。

#### (イ) 特地勤務手当等

特地勤務手当等については, 国における特地官署等の指定の見直しや, 本県における寒冷地手当の廃止などを踏まえ, 平成30年4月から, 特地公署等の指定の見直しを行う必要がある。

#### (ウ) 教員給与

国においては, 公立学校の教員給与の見直しが進められており, 部活動運営の適正化に向けた取組を前提として部活動指導業務等に係る手当の額を引き上げることとされ, さらに教員の働き方改革に向けて部活動指導業務に係る手当の支給要件の見直しが検討されているところである。

本県においても, 国の動向を踏まえ, 手当額の引上げとともに, 支給要件の見直しについて検討する必要がある。

#### ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は, 労働基本権が制約されている公務員に対し, 社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは, 将来にわたり効率的な公務運営を維持し, そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は, 本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げを求めらるものである。

職員におかれては, 改めて全体の奉仕者であることを自覚し, 県民の信頼と負託に応えるよう, 職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては, 人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され, この勧告を実施されるよう要請する。

### (2) 勧告 (内容抜粋)

本人事委員会は, 職員の給与について, 次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

#### ア 平成29年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

##### (ア) 職員の給与に関する条例 (昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。) の改正

###### a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。(別表1から別表5 略)

###### b 勤勉手当

###### (a) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分 (特定幹部職員にあっては, それぞれ1.1月分) とすること。

###### (b) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分 (特定幹部職員にあっては, それぞれ0.525月分) とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.425月分及び1.525月分とすること。

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。

(イ) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

多様で有為な人材を確保するためには、多くの受験者を確保する必要があるが、公務員試験をめぐっては、民間企業の採用拡大の影響などにより、全国的に志望者数が減少傾向にある。

こうした中で、本県においては、専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務B）」区分を実施し、また、社会人経験者試験の受験資格の年齢制限を撤廃するなど、新たな受験者層を掘り起こし、より意欲の強い受験者を確保するための取組を進めてきたところである。

その結果、本年度の受験者数においては、一定の成果が見られたものの、一部の技術系職種について引き続き競争倍率が低い水準で推移している状況にある。

こうした状況を踏まえ、各任命権者とも協力し、県の業務内容や県で働く魅力について、一層の情報発信に努め、今後とも、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組む必要がある。

## (イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法の改正により、平成28年4月から、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、人事評価制度に関する規程等について充実や改善を図りながら、その運用を進めているところである。

しかしながら、これらの制度を人事管理の基礎として活用していくためには、制度に対する職員の信頼を得つつ、円滑に運用していく必要がある。このため、各任命権者においては、適宜、制度の運用状況を適切に検証しながら、客観的で透明性の高い人事管理を進めていく必要がある。

## (ウ) 人材育成

組織の総合力を高めていくためには、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、その職務遂行能力を発揮することができるような人材育成を図る必要がある。

そのためには、人事評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、経歴等の多様性に配慮しながら、個々の職員に応じ、採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、出産や育児、介護等のために一時的に職務から離れ、ある時期においてキャリア形成上必要な業務を経験できなかった職員であっても、それぞれの事情や能力・実績等に応じて十分に活躍できるよう、必要な業務経験を積むための支援を行うなど、ライフイベントに配慮した人材育成システムの構築が必要である。

## (エ) 女性の活躍の推進

女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍することを推進する観点から、計画的な女性職員の採用・育成や男女を問わず働きやすい職場づくりなどを進めていくことが重要である。

女性職員の採用・育成等に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、計画的な取組を行っているところであるが、特に管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（管理職の女性登用率）の向上について、依然として十分とは言えない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

## (オ) 新しい臨時・非常勤職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員について、「特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する」ことを内容とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、本年5月に公布され、平成32年度から施行されることとなっている。

この法改正を受け、施行日までに、臨時・非常勤職員の実態把握をはじめ、臨時・非常勤の職の再設定に向けた検討や会計年度任用職員の任用・勤務条件等のあり方の検討を行った上で、所要の規程を整備し、採用に向けた対応を行うことが求められている。

任命権者においては、相互の連携及び調整を図りながら、国や他県の動向も注視しつつ、計画的かつ円滑に新しい制度が導入されるよう、着実に準備を進めていく必要がある。

## イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減や両立支援の取組などの働き方改革を推進することにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要がある。

なお、民間企業の働き方改革に関しては、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制を始めとする労働制度の抜本改革や両立支援に関する取組が行われようとしているところであり、その動向を注視しながら本県職員の働き方改革の取組を進めていく必要がある。

### （ア）時間外勤務の縮減等

- a 時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、内部協議資料の作成の基本ルールの設定などの業務改善面での取組も進められている。

昨年度の時間外勤務の状況については、平成27年度と比較すると、全体として減少しているところであるが、依然として長時間勤務を行っている職員も見受けられる。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対して、所掌する事務・事業内容の的確な把握、職員の心身両面の健康への配慮、勤務時間の適正な管理を徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等を積極的に進めるほか、週休日の振替制度の活用等を図るとともに、国の取組も参考にしながら、時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

- b 特に、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間労働が課題となっているとして、文部科学省は、昨年6月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」の報告を取りまとめ、学校現場における業務の適正化に向けた支援に取り組むこととしており、本年6月に、学校の働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問したところ、本年8月には特別部会において勤務時間管理などに関して言及した緊急提言がまとめられた。また、スポーツ庁において、来年3月を目途に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を取りまとめることとしている。

本県教育委員会においても、業務改善モデル校での時間外勤務などのアンケート結果を踏まえ、教員が高いモチベーションを保ち、子供と向き合う時間が確保できていることを目指し、これまでも、業務改善プロジェクト・チームにおいて持続的な業務改善のための取組が進められており、本年度も教務事務支援員の配置の拡充、校務支援システムの本格稼働、部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁の試行実施など、取組の強化が図られているところである。

今後、より一層、教員の負担軽減につなげ、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していくため、教育委員会は自らの責任として、できる限り早期に、まずは教員の勤務実態の把握を的確に行う必要がある。その上で、把握結果を分析し、具体的な勤務環境の改善策を講じるなど、これまで以上に実効性のある取組を組織全体で行い、学校における働き方改革を進める必要がある。

- c さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続して取得することを促すなど、計画的な年次有給休暇の取得の取組を行っているところであるが、今後とも、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に積極的に取り組む必要がある。

#### (イ) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児休業の活用をはじめとして、依然として十分とは言えない状況もあることから、計画期間内に目標を達成できるよう、更に取組を強化していく必要がある。

#### ウ 職員の健康管理等

##### (ア) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、各種研修や相談体制の充実など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワー・ハラスメントについても、引き続き各任命権者において、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、昨年度から実施しているストレスチェック制度については、今後、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に改めて周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

##### (イ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきたところであるが、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合

的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

## エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げが始まり、雇用と年金の接続が社会的な課題となる中、各任命権者においては、退職者が年金支給開始年齢に達するまでスタッフ職を中心として再任用することで対応してきている。

年金支給開始年齢の引上げに伴い、再任用希望者が更に増加することが想定される中、各任命権者においては、今後とも、新規採用への影響も考慮しつつ、意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験を最大限活用していく必要がある。

一方、定年の引上げについて、政府は、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、高齢者の就業促進に関する施策の一つとして、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」こととしており、同閣議決定を受けて、関係府省の局長級を構成員とする「公務員の定年の引上げに関する検討会」が設置されたところである。本県においても、こうした状況を注視しながら、高齢層職員の能力及び経験の一層の活用について検討を行っていく必要がある。

## オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として職員による重大な非違行為が発生しており、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向け、改めて、原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていく必要がある。

#### 4 職員の給与制度改定の動き

##### (1) 平成29年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

###### ア 給料表等

本人事業委員会が平成29年10月6日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成29年4月1日適用）

###### イ 初任給調整手当

報告に基づき医師の初任給調整手当が改正された。（平成29年4月1日適用）

###### ウ 期末手当及び勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成29年4月1日適用）

##### (2) 特勤勤務手当等

給与報告に基づき特勤公署等の指定の見直しを行った。（平成30年4月1日適用）

##### (3) 特殊勤務手当

###### ア 特定大規模災害に関連する災害応急作業等の業務に係る手当

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて改正された。（平成29年10月6日適用）

###### イ 部活動指導業務等に係る手当

給与報告等に基づき、手当額及び支給要件が改正された。（手当額の改正は平成30年1月1日適用、支給要件の改正は平成30年4月1日適用）



# 審 查 關 係 業 務



## 第4 審査関係業務

### 1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

#### (1) 不利益処分に関する審査請求

平成13年（不）第25号～第65号事案（戒告処分取消請求）
平成14年（不）第5号，第6号，第67号～第70号事案（戒告処分取消請求）
平成15年（不）第49号，第50号事案（戒告処分取消請求）
平成17年（不）第4号，第14号，第15号事案（戒告処分取消請求）
平成18年（不）第2号，第3号，第22号～第25号事案（戒告処分取消請求）
平成24年（不）第2号，第3号事案（戒告処分取消請求）
平成25年（不）第3号，第4号事案（戒告処分取消請求）
1 当事者 審査請求人 市町立学校教職員44名 (平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名) (平成15年度入学式分2名・平成16年度卒業式分1名・平成17年度入学式分2名) (平成17年度卒業式分3名・平成18年度入学式分3名・平成23年度卒業式分1名) (平成24年度入学式分1名・平成24年度卒業式分1名・平成25年度入学式分1名)
処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容
(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日・平成15年5月9日 平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日・平成18年5月12日 平成24年3月29日・平成24年4月27日・平成25年3月28日・平成25年4月26日
(2) 処分内容 戒告
(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。これまでも同様の行為を行っているもの。
3 不服の理由の要旨
(1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法、教育基本法の保障する思想及び良心の自由、表現の自由、教育の自由を侵害しているものである。
(2) 職務命令を受けていない。
(3) 地公法第33条違反（信用失墜行為）については処分事由として成立しない。
4 審査の経過
平成13年7月2日 不服申立て（平成13年（不）第25号～第65号事案）
平成13年7月17日 受理
平成14年5月23日，24日 不服申立て（平成14年（不）第5号，第6号事案）
平成14年6月10日 受理
平成14年6月21日 不服申立て（平成14年（不）第67号～第70号事案）
平成14年7月3日 受理
平成15年7月3日 不服申立て（平成15年（不）第49号，第50号事案）
平成15年7月16日 受理
平成16年12月14日 47件を併合
平成17年4月15日 不服申立て（平成17年（不）第4号事案）
平成17年5月16日 不服申立て（平成17年（不）第15号事案）
平成17年5月30日 受理

平成17年6月4日	不服申立て（平成17年（不）第14号事案）
平成17年6月14日	受理
平成17年6月20日	受理
平成18年4月17日	不服申立て（平成18年（不）第2号，第3号事案）
平成18年5月12日	受理，不服申立て（平成18年（不）第22号，第25号事案）
平成18年5月20日	不服申立て（平成18年（不）第23号，第24号事案）
平成18年5月22日	受理
平成18年6月19日	受理
平成24年5月26日	不服申立て（平成24年（不）第2号，第3号事案）
平成24年5月29日	受理
平成24年11月9日	取下げ（1名2件）
平成25年5月19日	不服申立て（平成25年（不）第3号，第4号事案）
平成25年5月31日	受理
平成25年6月20日	取下げ（30名30件）
平成25年7月10日～25日	取下げ（6名6件）
平成25年7月31日	決定（却下）（2名4件）
平成25年9月24日	全事案を併合
平成26年4月5日	取下げ（1名1件）
平成27年5月25日	取下げ（1名1件）
平成29年3月30日	第1回口頭審理・審理終了
平成29年6月16日	裁決（棄却）
平成29年12月15日	再審請求
平成30年1月12日	決定（却下）
5 審査の方法	公開口頭審理，書面審理

平成29年（不）第1号事案（県立学校教員懲戒免職事案）	
1 当事者	審査請求人 県立学校教員 処 分 者 広島県教育委員会
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成29年5月29日
(2) 処分内容	懲戒免職
(3) 処分事由	路上に駐車した自動車内において，少女に対し，当該少女が18歳未満であることを知りながらわいせつな行為を行った。
3 不服の理由の要旨	
(1)	保護者公認の交際を通じて，当該少女から恋愛感情や結婚の意思表示があったうえで，双方とも結婚を前提とした真摯な交際関係によるものであり，わいせつ行為に当たらない。
4 審査の経過	
平成29年8月17日	審査請求
平成29年9月19日	受理
平成30年2月28日	審理終了
平成30年3月28日	裁決（棄却）
5 審査の方法	書面審理

平成29年（不）第2号事案（知事部局職員懲戒免職事案）	
1 当事者	審査請求人 知事部局職員 処 分 者 広島県知事
2 処分の内容	
(1) 処分年月日	平成29年10月11日
(2) 処分内容	懲戒免職
(3) 処分事由	窃盗により過去に懲戒処分を受けたにもかかわらず，コンビニエンスストアでむすび

3個及び書籍1冊を窃取した。また、所属長から指導を受けていたにもかかわらず、業務と関係のないインターネット閲覧等を行った。

3 不服の理由の要旨

- (1) 書籍1冊を窃取したと認定するに足りる証拠はなく、同窃取の事実を認めることはできない。
- (2) \*年以上前の非違行為を本件非違行為と並列的に評価したり、窃盗の常習性を認定する根拠とすることは誤りである。
- (3) 処分理由に記載の事実が全て認められたとしても、免職処分を選択せざるを得ない特段の事情が存在するものと認められない。

4 審査の経過

平成29年12月12日 審査請求

平成29年12月19日 受理

係属中

5 審査の方法

口頭審理

平成29年（不）第3号事案（知事部局職員通勤手当事案）

1 当事者 審査請求人 知事部局職員

処分者 広島県知事

2 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成26年4月から平成30年3月
- (2) 処分内容 ①有料道路利用に係る通勤手当に関して、差別的認定処分を行ったこと  
②早出時間外勤務申請をさせなかったこと

(3) 処分事由 -

3 不服の理由の要旨

- (1) 厳しい認定要件を用いた通勤手当の認定処分は、懲戒内容を巧妙にすり替えて設定された違法な懲戒処分等である。
- (2) 正規の勤務時間開始前に出勤しているが、時間外勤務申請をさせなかったため、不作為による不利益処分が行われた。

4 審査の経過

平成30年3月19日 審査請求

平成30年3月28日 決定（却下）

(2) 勤務条件に関する措置の要求

平成29年（措）第1号事案（通勤手当等）

1 当事者 要求者 知事部局職員

当局 広島県知事

2 措置要求内容の要旨

- (1) 通勤手当に関して、有料道路の利用要件（月3/4、1/2以上の利用）の撤廃等を行うこと。
- (2) 早朝勤務について、時間外勤務手当を支払うこと。

3 審査の経過

平成30年3月12日 措置要求

平成29年3月28日 受理

係属中

## 2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成29年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(平成29年度)

申出人の任命権者	件数
知事	3件
教育委員会	2件
警察本部長	0件
受託分	2件

### 3 職員団体等

#### (1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年広島県条例第24号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

#### 職員団体の登録状況（県分）

（平成30年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成29年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭41.10.3	平29.4.10（役員）
広島県教職員組合	法人	昭41.10.3	平30.2.20（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭41.10.3	なし
全広島教職員組合	法人	平1.12.28	なし

#### 職員団体の登録状況（受託分）

（平成30年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成29年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭42.4.6	平29.6.21（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平16.2.13	平29.12.5（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平17.2.15	平29.10.25（役員）
世羅町職員労働組合	法人	平18.4.7	平29.11.7（役員・規約）
熊野町職員労働組合	非法人	平24.12.10	なし（役員）
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭50.8.11	平29.5.9（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲 (県分)

本 庁

平成 30 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 情報戦略総括監 課長 担当課長 減災対策推進担当課長 大学教育振興担当課長 国保県単位化推進担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事 (秘書課, 人事課の人事, 給与, 服務, 職員団体担当, 業務プロセス改善課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当)
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事 (会計総務課, 総務事務課) 主幹・主査 (会計総務課の庶務, 予算担当のうち, グループリーダー業務に従事するもの)

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 課長 (室長を含む。) 県立学校改革担当課長 幼児教育担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 グローバルリーダー育成校設置準備推進監 課長代理 課長補佐 主任管理主事 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 給与第三係長 文化財保護係長 教育支援係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査 (管理部 経営企画担当, 総務課 (総務係 (人事又は服務を担当するものに限る。)), 法務係及び秘書係に限る。), 教職員課 (企画調整係を除く。), 学校経営支援課 (教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当), 学びの変革推進課 (人事を担当する者に限る。), 県立学校改革担当 (人事を担当する者に限る。)) 管理主事 総務係 (人事又は服務を担当する者に限る。), 法務係, 秘書係, 教職員課 (企画調整係を除く。) 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・事業調整員・主任 (任用, 給与 勧告, 公平審査等の事務担当)
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事 (合同総務課)
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事 (合同総務課)
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長 室 長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

## 備考

- 1 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、総務課、業務プロセス改革課、経営企画チーム、地域力創造課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」は、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チーム（地方分権を担当するものを除く。）に置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改善課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

## 管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成30年3月31日現在

郡	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者部局	教育委員会事務局	保育所等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(職員課) 主査(職員課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 課長補佐(総務課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			老人福祉センター所長 中央地域健康センター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	坂町	事務局長	技監 部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	H29. 4. 1
山県郡	安芸太田町	事務局長	課長 室長 主幹・課長補佐(総務課人事及び財政担当) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター事務局長・課長 福祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	H29. 5. 1
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長 次長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長 保育園 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
豊田郡	大崎上島町	事務局長	課長 課長補佐(総務企画課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H28. 4. 28
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
神石郡	神石高原町	事務局長	課長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30

## (一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)	H21. 11. 12
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

## (広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

#### 4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成30年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校 (広島高等技術専門校を除く) 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成 29 年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19 件	104 件	1 件	124 件
断続的な宿直又は日直勤務務許可	0	0	2	2
衛生管理者選任報告	9	22	17	48
産業医選任報告	0	0	1	1
ボイラー性能検査	3	2	0	5
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	1	2	0	3
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	3	0	1	4
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	0	0	0	0
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0